９月定例会の概要



令和８年第５回９月定例会は、８月31日から９月18日までの19日間の会期で行われ、市長提案議案14件、議員提出議案２件、請願１件、認定６件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

第59号

市内小・中学校体育館照明使用料等の有料化

学校体育館などの利用者に、照明の電気料や照明器具を使うことで生じる消耗・劣化に対する費用を負担してもらうため、新たに条例を制定するもの。

現在、無償で開放している学校体育館について、受益者負担、利用の適正化、持続可能な行政運営の観点から、照明使用料などを有料化する。令和９年４月１日から施行する。

照明使用料は「照明使用料単価×使用時間＋許可手数料」であり、団体による定期利用の場合は「照明使用料単価×週使用時間×月週数×使用月数×４分の３＋許可手数料」となっている。

なお、左記の照明使用料単価は、電気料及び照明の整備費を基に、１時間当たり平米0.4円に体育館の床面積を掛けて算定されている。

許可手数料については申請受付、許可証の作成・発行等に要する経費の実費相当分となっている。

○照明使用料単価

名称	使用区分	使用単位	単価
大野小学校　体育館	全面	１時間につき	220円
山上小学校　体育館			180円
八幡小学校　体育館			160円
中村第一小学校　体育館			260円
中村第二小学校　体育館			410円
桜丘小学校　体育館			360円
飯豊小学校　体育館			290円
磯部小学校　体育館			210円
日立木小学校　体育館			150円
中村第一中学校　体育館			430円
中村第二中学校　体育館			380円
向陽中学校　体育館			410円
中村第二中学校　武道場			80円

○許可手数料

単位	単価
申請１回につき	2,740円

小・中学校体育館照明使用料等の有料化／職員等の旅費制度の見直し　など16議案を議決

議員　照明使用料などを定めるにあたり、他自治体の事例を参考にしたのか。

市　他自治体の事例を参考にしたのではなく、体育館の照明をＬＥＤへ更新した際の経費や使用時の電力消費量、電気料などを参考に算定している。

議員　体育館の照明使用料を徴収している他自治体の状況について伺う。

市　県内13市のうち、１市が徴収している。他に、施設使用料を徴収している市は４市である。



議案第59号について徹底討論！

原案に反対



中島孝議員

同議案は、公立学校体育施設の開放について新たに条例を制定し、利用者負担を導入しようとするものである。問題は、個々の利用料の金額ではなく、人口減少の中で学校体育施設の開放をどう地域政策に位置づけるかという点にある。体育館は子どもたちのスポーツ活動を支えるだけでなく、部活動の地域移行に対応し、社会人の健康づくりや地域団体活動を支える重要な公共基盤だからである。

また、財政面からも、令和７年度の実質収支が約４億8,000万円、財政調整基金が約40億円ある中で、年間約300万円程度の経費を利用者負担とする必要性が不明確である。市の財政に余裕があるにもかかわらず、個々の事業で利用者に負担を求めれば、公共サービスが段階的に縮小されるおそれがあると考える。以上のことから原案に反対する。

原案に賛成



獺庭大輔議員

同議案は学校の体育館などの利用に際し、昨今の電気料金の値上がりを受け、これまで無料としていた照明の電気代などの実費を利用者の皆様にご負担いただく内容である。

公共施設は老朽化に伴う維持管理や修繕に多くの費用を要しており、今後も市民の皆様にこうした施設を提供し続けていくためには、使用した分の電気代をご負担いただくことは必要であり、今の社会経済情勢ではやむを得ないと考え、原案に賛成する。

※賛否結果については15ページ下段を御覧ください。